

**県内事業所温室効果ガス可視化支援業務委託
プロポーザル選定委員会実施要領**

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課

1 選定委員会

(1) 選定委員を以下のとおり構成する。

| | |
|-----|--------------------------|
| 委員長 | 環境森林部 次長（環境森林部 総務課長事務取扱） |
| 委員 | 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課長 |
| 委員 | 産業部 産業創造課長 |
| 委員 | 総務部 デジタル戦略課長 |

(2) 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(3) 委員がやむを得ない理由により委員会に出席できないときは、委員長又は当該委員の承認を得て、代理の者を出席させることができる。

(4) 委員会は委員の数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(5) 委員に人事異動があった場合は、後任者を委員とする。

2 提出書類

(1) 企画提案書（表紙のみ指定様式）

(2) 事業者概要書（任意様式）

(3) 委託業務実施体制（任意様式）

(4) 業務受注実績（任意様式）

(5) 見積書（任意様式）

3 提案内容

(1) 企画提案力

- ・業務理解度
- ・可視化システム構築
- ・事業支援
- ・事業者向けセミナー
- ・事業の周知

(2) 業務遂行力

- ・業務実施体制
- ・業務実績

(3) 見積価格

4 選定方法

選定委員が企画提案書等の書類審査を行い、総合的な評価により選定する。

5 評価方法

(1) 方法

- ①各選定委員は、提出書類に基づき、別紙「県内事業所温室効果ガス可視化支援業務委託企画提案書評価表」に記載の項目について評価する。
- ②各選定委員の評価点数の総得点が最も高いものを委託（契約）業者とする。ただし、各選定委員の評価点数の総得点が6割未満である場合は、契約者として選定しない。
- ③審査の結果、評価点が同点の場合は、「企画提案力ー業務遂行力ー見積価格」の順で、各選定委員の評価点数の総得点が高いものを委託（契約）業者とする。
- ④提案者が1者の場合は、評価点の総得点が6割以上で、かつ契約の相手方として適当であると委員会で承認されたものについては、当該提案者を契約者として選定することとする。

(2) 選定基準 【企画提案力：業務遂行力：見積価格＝50：40：10】

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | |
|-----------------------|-----------|------------------|--|----|
| (1) 企画提案力 (50点) | 業務理解度 | | ①本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか | 5 |
| | 可視化システム構築 | 機能全般 | ②簡便かつ効果的に事業者が温室効果ガス排出量を可視化できるシステムとなっているか。 | 10 |
| | | 信頼性・セキュリティ性 | ③想定されるシステム障害・セキュリティ課題に対する効果的な対応策が検討されているか。 | 5 |
| | 事業支援 | | ④排出状況及び事業形態に応じて、削減すべきターゲットの特定や課題認識につなげられるよう、可視化したデータの活用方法の支援及び削減提案ができる内容となっているか。 | 10 |
| | 事業者向けセミナー | | ⑤県内事業者に対し、脱炭素経営に向けた行動変容を促す内容となっているか。 | 10 |
| | 事業の周知 | | ⑥事業開始前、より多くの事業者への事業周知が期待できる内容となっているか。また、事業終了後、事業成果（排出量可視化の重要性）について効果的にPRすることができる取組について提案がされているか。 | 10 |
| (2) 業務遂行力 (40点) | 業務実施体制 | 人員確保 | ⑦業務内容の円滑な履行が可能な従業員数が確保され、業務内容に精通した担当者を配置するなど、充実かつ効率的な業務実施体制が取られているか。 | 10 |
| | | 連携体制 | ⑧金融機関や商工会議所等、他団体と連携し、事業終了後も継続的に脱炭素経営に取り組む機運を醸成する体制を構築しているか。 | 10 |
| | | 実施スケジュール | ⑨業務内容の円滑な履行が可能なスケジュールが具体的に示されているか。 | 10 |
| | 業務実績 | | ⑩国・地方公共団体から同様の事業を受注した実績があるか。 | 10 |
| (3) 見積価格 (10点) | | ⑪所要経費の効率・妥当性はあるか | 10 | |
| 合計 | | | 100 | |

【評価方法】

- ※1 評価点は100点満点とし、評価項目ごとの採点と係数の積を合算して求める。
- ※2 ①～⑨の項目について、十分（5点）、ある程度十分（4点）、普通（3点）、必要最小限である（2点）、不十分（1点）とする。
- ※3 ⑩の項目について、実績が1件ある場合は5点とし、実績が1件増えるごとに1点ずつ加点。上限は10点とする。
- ※4 見積価格：契約上限額（6点）を基準に、2%減るごとに1点ずつ加点。上限は10点とする。